

与謝野町小中高生夢応援プロジェクト交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、与謝野町の未来を担う小学生、中学生、高校生等が保護者の応援を受けながら、自らの夢の実現に向けてチャレンジする取組を応援するため、与謝野町小中高生夢応援プロジェクト交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象の取組)

第2条 交付金の交付の対象となる取組（以下「交付対象取組」という。）は、小学生、中学生、高校生等が自らの夢を実現するために必要な技術や知識を習得し、又は高める取組とする。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、平成15年4月2日から平成27年4月1日までに生まれた者（与謝野町内に住所を有する者に限る。以下「交付対象小中高生等」という。）の保護者であって、町の広報媒体（与謝野町有線テレビ放送、ホームページ、広報誌等という。）への当該交付対象小中高生等の出演、記事の掲載等に同意する者とする。

2 交付金の交付は、交付対象小中高生等1人につき1回を限度とする。

(交付対象経費)

第4条 交付金の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象取組に必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 研修会等の受講料及び参加費
- (2) 講演等の講師への謝金
- (3) 会場使用料
- (4) 物品の購入経費
- (5) その他町長が適当と認める経費

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、交付対象経費の全額とする。ただし、交付対象小中高生等1人につき10,000円を上限とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

(交付金の交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする交付対象者は、交付対象取組を4月1日から7月30日までの間に完了させ、与謝野町小中高生夢応援プロジェクト交付金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、通帳の写し及び領収書

等の写しを添えて町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により提出された書類を審査して交付金の交付又は不交付を決定し、交付の決定をした場合は、10月1日以後に交付対象者に対し、与謝野町小中高生夢応援プロジェクト交付金交付決定通知書(様式第2号)により通知し、交付金を交付するものとする。

(交付金の返還)

第8条 町長は、交付金の交付後、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付金の全部又は一部の交付決定を取り消し、別に期限を定めて、返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金の交付を決定した取組以外の用途に使用したとき。
- (3) その他町長が不適切と認めるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。